議案第 41 号 議決第 号

> 専決処分について承認を求める件(姶良市都市計画税条例の一部を改 正する条例)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

 2019年 (令和元年) 6月6日提出

 始 良 市 長 湯 元 敏 浩

## 専決第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のと おり専決処分する。

平成31年3月31日

姶良市長 湯元 敏浩

姶良市都市計画税条例の一部を改正する条例

始良市都市計画税条例(平成22年姶良市条例第81号)の一部を次のように 改正する。

附則第2項(見出しを含む。)中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改める。

附則第3項(見出しを含む。)中「附則第15条第44項」を「附則第15条第45項」に改める。

附則第14項中「第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項」を「第18項、第19項、第21項から第25項まで」に、「第31項、第35項、第39項、第42項、第43項、第44項若しくは第47項」を「第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の姶良市都市計画税条例の規定は、平成31年度以 後の年度分の都市計画税について適用し、平成30年度分までの都市計画税 については、なお従前の例による。